

健健発 0216 第2号
健感発 0216 第3号
令和4年2月16日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る今後の対応について（協力依頼）

風しんの追加的対策については、平成30年7月以降、特に、大都市圏を中心に風しんの患者数が増大したこと等を受け、風しんの感染拡大を防止するため、令和4年3月31日までの間に限り、これまで風しんにかかる予防接種を公的に受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（以下「対象者」という）を対象とした「風しんの追加的対策」を実施しているところです。令和3年7月までに、本対策の対象者の抗体保有率を85%、令和4年3月までに90%に引き上げるという目標を掲げています。当該目標を達成するためには、令和3年7月までに抗体検査を約480万人、予防接種を約100万人。令和4年3月までに抗体検査を約920万人、予防接種を約190万人に受けていただく必要がありますが、令和4年3月までの目標達成が困難であることから第57回厚生科学審議会感染症部会及び第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和3年12月17日開催）において、風しんの追加的対策の目標の期限を令和7年3月末まで延長及び追加の実施率向上の取組みについてご了承いただいたところです。

つきましては、令和4年4月からの運用に向け、下記事項について貴会会員への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力を改めてお願いいたします。

記

1 風しんの追加的対策の延長について

本事業の延長の趣旨を御理解いただき、風しんの追加的対策の対象男性が、集合契約により風しんの抗体検査又は予防接種を受けられるよう、体制整備に向けて引き続き御協力いただきたい。

2 風しんの追加的対策に係る手引き（第4版）について

「風しんの追加的対策に係る手引き（第3版：一部改訂）について（協力依頼）」（健健発1031第2号・健感発1031第2号厚生労働省健康局健康課長・結核感染症課長通知）

により発出した「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き（第3版：一部改訂）」について、この度、別添のとおり改訂を行いました。

風しんの追加的対策に係る手引き（第3版：一部改訂）からの主な改訂点は、以下のとおり。

（第1章）

- ・追加的対策の期間の延長（1-1）
- ・追加的対策のスライドを更新
- ・集合契約における実施機関の取りまとめ団体（2021年4月）（1-2）

（第2章）

- ・価格表の更新(2-1)

（第3章）

- ・イムノクロマト法の使用方法を補足（3-2-3）
- ・風しんの第5期定期接種の対象となる抗体価基準(3-2-6)
- ・実施医療機関が委託している場合の医療機関名の記載を補足（3-2-7）
- ・税率8%の記載を削除（3-3-5）
- ・様式例の印の削除（4-1、4-2）

（第4章）

- ・請求総括書の請求年月の説明を補足（4-1）
- ・複数月の請求方法を記載（4-1）

（第5章）

- ・受診票の回答を補足（Q&A10）
- ・風しんの抗体検査の価格選択について（Q&A15）

（別添）「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き(第4版)」

3 イムノクロマト法の活用について

対象者の利便性の向上を図る観点から、即日、抗体検査の結果が判明するイムノクロマト法の検査キットの使用方法については、追って連絡いたします。